

アジア子ども交流支援センター会則

Asia Center for International Exchange and Support for Children

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、アジア子ども交流支援センターという。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を長野市に置く。

(目的)

第3条 この会は、アジアのあらゆる人々が国籍や民族、文化、宗教の枠にとらわれず、共生する道を探りながら、教育を基本とした人類共通の課題解決に取り組むことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育支援事業
- (2) 交流、相互理解に係る事業
- (3) 調査・研究事業
- (4) 健康に係る事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人または団体で総会の議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会した個人または団体で、会を賛助する。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

2 代表は、正当な理由がない限り入会を希望するものの入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数・選任等)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表、2人を副代表とする。
- 3 理事及び監事は、正会員より総会において選任する。
- 4 代表、副代表は、理事の互選とする。
- 5 監事は、総会の議決により選任する。
- 6 監事は、理事を兼任できない。

(職務)

第14条 代表は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見し必要がある場合には、総会を招集、これを総会に報告すること。

- (4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

(種別)

第16条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他、重要事項
- 2 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他、会務の執行に関する事項

(開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を明確にし招集の請求があった場合、若しくは監事が請求した場合に開催する。
- 3 理事会は、随時開催する。

(招集)

第19条 会議は、代表が招集する。

(議長)

第 20 条 会議の議長は、代表があたるか、指名をする。

(定足数)

第 21 条 総会及び理事会は、正会員及び理事の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決・表決権等)

第 22 条 会議の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員・理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員・理事は、書面 (FAX・電子メール可) をもって表決し、又は他の正会員・理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員・理事は、総会に出席したものとみなし、前 21 条、第 23 条に適用される。

(議事録)

第 23 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員・理事総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 24 条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 25 条 この会の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第 26 条 この会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業報告及び決算)

第 27 条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければな

らない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 28 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第 29 条 この会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 30 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項の事由によりこの会が解散又は合併するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

第 31 条 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、適切な非営利団体に譲渡するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

第 32 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この会則は、この会の成立の日、2005 年 4 月 10 日から施行する。

2 この会の設立当初の事業・会計年度は、第 28 条の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。